

# 第1回外来生物対策小委員会における意見の概要

## 1. 国内由来の外来生物問題について

- 法律の枠組みではカバーできないとしても、国内移動の外来生物の問題は重要。この問題は今後とも継続的に対処・検討が必要である旨の記述を盛り込むべき。
- 生態学の立場から言えば、国立公園の指定エリアが必ずしも全ての重要な生態系地域をカバーしているわけではない実状にあると認識。自然公園法の運用強化だけでは、問題に総合的に対処できない。
- 基本方針の記述そのものには書き込むことは難しいと考えるが、重要な課題。小委員会としての問題認識を、何らかの形で記録に残す工夫を考えてはどうか。

## 2. 選定の際の考慮事項について

- 「防除に必要な体制等を勘案した優先度を考慮」とあるが、実際の防除が大変な種であっても、指定し規制が必要な種がある。既に国内に蔓延し防除が難しい外来生物の選定の優先度が低くなる恐れがないか危惧する。
- 法律条文での特定外来生物の定義は「生態系等に係る被害を及ぼし又は及ぼす恐れのあるもの」。選定に当たり、「国土保全上の役割」「社会的・経済的影響を考慮」といった記述は、法律条文の定義や目的と一致しないことにならないか。
- 社会的・経済的影響を固定的に考える必要はなく、状況や影響はダイナミックに変化していくといった捉え方をするのが重要。例えば、代替手段の開発に繋がり、そのことが社会的、経済的にプラスの影響を与えることも考え得るはず。

## 3. 未判定外来生物について

- 未判定外来生物の選定に際し、生態的特性がどの程度似ているのかで分けることはかなり困難。①生態系への影響の恐れという評価軸、②国内に入れると逸出を防止する適正な維持管理が困難なもの、という予防原則に沿った考え方で対応すべき。
- 既に国内に入り込んでいるが、影響被害がはっきりしていないものは現法律の仕組みでカバーすることが難しいと認識。未判定外来生物についての記述にも、その問題意識が読み取れる記述が必要。

## 4. 地方の体制整備について

- 防除に際し、体制整備を国としてある程度サポートしてもらわないと、地方の実状として対応が困難。例えば、交付金制度のような、国として何らかの対応の必要性についての記述を盛り込むべき。
- 科学的知見の蓄積についても、各分野の調査研究の推進や知見の蓄積を、国だけでなく、地方における情報・知見の集積が必要であるとの観点も盛り込むべき。

## 5. 普及啓発について

- 生涯教育の視点からの記述も盛り込むことが必要。